

舞台芸術国際共同制作

申請書略号：Q-IC

担当：文化事業部舞台芸術チーム

日本と外国のアーティストによる舞台芸術作品の共同制作を、JF との共催事業として実施する団体を公募します。

申請資格

次の要件をすべて満たす日本国内の団体。

- 1 文化芸術分野で活動しており日本の法人格を有する団体、もしくは同団体が中核となる実行委員会。
- 2 申請事業の相手方となる外国のアーティストが申請事業の実施を承認していること。
- 3 制作過程を記録するための外部専門家（プロセス・オブザーバー）の受け入れを承諾し、制作過程の公開に同意する団体。
- 4 成果発表を含む配信用映像を制作し、JF がオンライン配信することに同意する団体。

対象事業

1 事業内容

演劇、舞踊、音楽、パフォーマンス、伝統・民俗芸能、映像等、すべての舞台芸術作品を対象とします。

※ 日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人から助成を受ける事業については、本プログラムの対象外です。

※ 企画条件の詳細は申請要領をご参照ください。

2 事業期間※前回募集から変更あり

2025年4月1日から2026年3月31日までに開始し、2027年3月31日までに終了する事業（海外で実施する場合は、日本発着日が事業実施期間内に収まる事業）。

※ 国際共同制作の過程を経て初演までを事業期間とします。

経費負担

1年度あたり、企画実施にかかる総経費の70%未満、かつ1,000万円（税込）を上限として、別途申請要領に定める経費を、JF が共催分担金として負担します。

採用実績（参考）

採用6件／応募24件（令和6年度）

選考方針

提出された申請書に基づき以下のような観点から審査を行い、JFの委嘱する審査委員の意見を聴取の上、採否及びJFの経費負担額を決定します。

- 1 JFが共催する事業としての必要性（国際交流・相互理解への貢献、外交上の必要性、海外への波及効果等）
- 2 事業計画の内容（日本と海外のアーティストの交流要素、企画の新規性、実現可能性、将来的な発展性、事業の質等）
- 3 参加団体・アーティストの活動実績
- 4 事業実施体制（準備進捗状況、スケジュールの妥当性）
- 5 予算計画の妥当性（他団体の費用負担、公演回数や観客動員数等）
- 6 プロセスオブザーバー制度及び映像配信への理解、映像制作のための準備・実施体制
- 7 事業実施地の安全状況

申請締切

2024年12月3日24時（日本時間）（公募申請サイト）

結果通知

2025年4月頃